

○差押えた金銭及び交付要求により交付を受けた金銭並びに公売保証金を未納徴収金に充てた場合の納税者に対する通知等について

昭和37年1月19日

37税第36号

総務部長

国税徴収法第47条により金銭を差押えた場合及び同法第82条により交付要求をし、これにより交付を受けた金銭並びに同法第100条第3項ただし書により公売保証金を未納徴収金に充てた場合の納税者に対する通知等はつぎにより取扱われたい。

記

- 1 差押えた金銭及び交付要求により交付(特定参加差押不動産の売却代金の配当も含む。)を受けた金銭並びに公売保証金を未納徴収金に充てた場合は、速やかに別紙様式による「充当計算書」を納税者に交付するものとする。
- 2 1により未納徴収金に充てた金銭に残余があるときは速やかに納税者に交付するものとするが、納税者がこの受領を拒んだ等の理由により交付できない場合は、「滞納処分における供託手続等について」の通達(平成22年11月25日 徴対第52号)により供託するものであること。
- 3 充当計算書の送付は普通郵便によるものとし、この場合の郵送料は滞納処分費としないものであること。
- 4 未納徴収金に充てた場合の領収証書(神奈川県県税条例施行規則第9号様式及び第9号様式の2)は、納税者に送付することなく、当該関係書類に添付するものとする。

附 則(昭和49年税第7号)

- 1 この通達は、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 この通達による改正前の規定に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成11年税第118号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成17年税第413号)

この通達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成22年徴対第60号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成28年徴対第75号)
この通達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年税指第48号)
この通達は、通知の日から施行する。

- 附 則(令和元年税第1206号)
- 1 この通達は、令和元年7月1日から施行する。
 - 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和3年税指第123号)
この通達は、通知の日から施行する。

別紙様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

充当計算書									
第 号 年 月 日 様 神奈川県 事務所長 印 (受入区分を記載する)を未納徴収金に次のとおり充当しましたので通知します。									
受入区分		受入金額		受入 差押		年月日		備考	
		円				年 月 日			
		円				年 月 日			
充当した徴収金の内訳									
督促状 番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金 額	滞納処 分費	計
					円	円	円	円	円
合計									
残余金				残余金は、 年 月 日までに来所して、受領してください。					

円									
充当後の未納徴収金の内訳									
督促状 番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	計
					円	円	円	円	円
合計									
備考									

1 この計算書に記載されている処分に不服があるときは、この計算書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この計算書に記載されている処分については、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に関し、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。この場合においては、当該裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起する必要があります。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。